

## ごあいさつ

本市では、平成 18 年（2006 年）3 月に、平成 22 年度（2010 年度）までの 5 か年を計画期間とする「第 2 期吹田市障がい者計画」を策定し、障がいのある人が、社会の一員として、住み慣れた地域で自立した生活ができるよう各種の施策を推進してまいりました。

この間、障害者自立支援法の施行により、障がい者福祉制度の大きな転換が図られましたが、利用者負担の増加や、事業所の人材不足といった課題も生じており、現政権においては同法の廃止と新たな制度の構築に向け準備が進められているところです。

また、本年 1 月には、市民、事業者、行政がそれぞれの役割と責任を果たす中で、地域の実情に応じた福祉の増進に関する施策を総合的に推進し、誰もが健康で安心して暮らせるまちづくりを進めるため、「吹田市民のくらしと健康を支える福祉基本条例」を施行いたしました。

こうした中、第 2 期障がい者計画の取組を継続、発展させながら、現状を踏まえた見直しを行い、平成 23 年度（2011 年度）から平成 27 年度（2015 年度）までを計画期間とする「第 3 期吹田市障がい者計画」を策定いたしました。本計画では、「吹田市民のくらしと健康を支える福祉基本条例」のもと、「住み慣れた地域で安心して暮らせる社会をめざして」を基本理念とし、障がいの有無にかかわらず、誰もが互いの人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現をめざしております。今後、本計画の着実な推進に努め、様々な施策・事業に積極的に取り組んでまいりますので、一層のご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました吹田市福祉審議会、吹田市障がい者施策推進委員会の委員の皆様をはじめ、関係機関・団体の皆様、また、アンケート調査にご協力をいただきました多くの市民の皆様に、厚くお礼を申し上げます。

平成 23 年（2011 年）3 月

吹田市長 阪口 善雄

